

## 新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="369 331 920 359">特例輸入者の承認要件等の審査要領について</p> <p data-bbox="163 411 1124 566">関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p data-bbox="629 624 658 651">記</p> <p data-bbox="170 703 365 730">1～4 （省略）</p> <p data-bbox="170 788 797 815">5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認</p> <p data-bbox="192 826 1124 981">申請者が、上記3に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記4に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。</p> <p data-bbox="192 992 1124 1106"><u>なお、確認対象項目の一部又は全部について、実地による確認と同等の効果が見込まれる場合には、必要に応じ、情報通信技術の活用等により実施することとして差し支えない。</u></p> <p data-bbox="192 1117 1124 1189">また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記3及び4の状況を事後監査等を通じて確認する。</p> <p data-bbox="170 1246 394 1273">6及び7 （省略）</p>	<p data-bbox="1361 331 1912 359">特例輸入者の承認要件等の審査要領について</p> <p data-bbox="1151 411 2107 566">関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条、第62条において準用する関税法第51条、第63条の4若しくは第67条の6に規定する承認又は関税法第67条の13第3項若しくは第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p data-bbox="1619 624 1648 651">記</p> <p data-bbox="1158 703 1352 730">1～4 （同左）</p> <p data-bbox="1158 788 1785 815">5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認</p> <p data-bbox="1180 826 2112 981">申請者が、上記3に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記4に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。</p> <p data-bbox="1180 992 2112 1064">また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記3及び4の状況を事後監査等を通じて確認する。</p> <p data-bbox="1158 1246 1382 1273">6及び7 （同左）</p>